

記載例

適宜、原告及び被告の表示を入れ替えるなどとして使用してください。

作成者及び作成年月日を記載してください。その後、一覧表のやり取りの過程で、加筆又は修正等をした場合は、その履歴(年月日及び加筆又は修正者)を記載してください。

事件番号、係名及び当事者名を記載してください。

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号 民事第22部〇係
原告〇〇〇〇/被告〇〇〇〇
平成〇〇年〇月〇日原告作成
平成〇〇年〇月〇日被告記入
平成〇〇年〇月〇日原告修正

売買瑕疵一覧表

番号	項目	実際の目的物の品質・性能				あるべき目的物の品質・性能とその根拠						損害					
		買主側(原告)		売主側(被告)		買主側(原告)			売主側(被告)			買主側(原告)			売主側(被告)		
		主張	証拠	主張	証拠	あるべき目的物の品質・性能	その根拠	証拠	主張	証拠	主張	金額	証拠	主張	金額	証拠	
1	1階居間と茶の間の間	1階居間と茶の間に7mmの段差がある。	甲1のうち〇項及び写真No.2	否認する。段差は最大4mmである。	乙1の〇頁及び写真No.2	同部分の段差は3mm以内であることを要する。	公庫/バリアフリー構造に係る基準4条(本件住宅は公庫/バリアフリー割増融資対象住宅であるから、本件建物が同基準を満たすバリアフリー水準を有することが黙示的に合意されている。)	甲2の5頁黄色のアンダーライン部分	おおむね認めるが、同基準を完全に満たすことまでが当事者間で予定されていたわけではなく、おおよその目安とされていたに過ぎない。実際に生じている段差は、同基準をわずかに逸脱しているに過ぎず、当事者が予定していた性状を満たさないものとはいえない。		茶の間の床を張り替える工事が必要である。	¥750,000	甲3の10頁No.2	瑕疵には該当しないから、それと因果関係のある損害もない。		¥0	
2	ポーチ	外部照明が設置されていない。	甲1のうち〇項及び写真No.3	認める。		…という種別の外部照明が設置されていない。	被告が原告に交付したパンフレットに掲載された写真では、…という種別の外部照明が設置されている。	甲3・3頁掲載の写真	パンフレットに掲載した写真はイメージであって、そのおりの照明を設置することが合意内容となっていたわけではない。		…という種別の外部照明を設置する工事を行う。	¥50,000	甲3の10頁No.3	仮に瑕疵に該当するとしても、ポーチは…の照明の届く範囲内であって照明を設置する必要性はないから、原告に損害はない。		¥0	乙26
合計												¥800,000				¥0	

実際の目的物の性質に関する証拠は、できるだけ図面や写真を用い、かつ、箇所を特定して引用するようにしてください。

一覧表のやり取りの過程で、加筆又は修正等をした場合は、アンダーラインを付し、又は文字に色を付けること等により、加筆又は修正等した箇所が分かるようにしてください。

* 1 基礎、外壁、1階玄関、洋室1、和室1、…、2階、屋根というように、検分順序を想定し、主張する瑕疵の部位ごとの順番で記載するようお願いいたします。
 * 2 証拠は、証拠番号及び具体的な頁に加え、必要に応じて該当箇所のラインマーカーによる特定をお願いいたします。
 * 3 「あるべき目的物の性質とその根拠」欄には、契約上予定されていたと主張する目的物の性質とその根拠(明示の合意、又は建築基準法等の法令、住宅金融公庫基準、技術水準等の内容及びそれが契約の内容となっていたものといえる根拠)を具体的に記載してください。